



# 山形県公報

令和2年2月3日(月)

号 外 (1)

## 目 次

### 告 示

○保安林内の皆伐面積の限度…………… (森林ノミクス推進課) … 1

## 告 示

### 山形県告示第61号

令和2年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和2年2月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

森林法施行令第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
	ヘクタール
日向川水源かん養保安林	318.57
相沢川	118.53
田川	554.61
五十川～鼠ヶ関川	90.88
鮭川	682.96
小国川	388.23
銅山川～角川	412.38
北村山	466.89
寒河江川	231.36
月布川～朝日川	101.29
山形	298.67
白川	434.88
荒川	425.15
置賜	536.73
前川	20.73
日向川土砂流出防備保安林	11.80
相沢川	16.97
田川	356.20
五十川～鼠ヶ関川	143.90
鮭川	47.09
小国川	43.36
銅山川～角川	32.72
北村山	432.86
寒河江川	62.37

